

# 公立大学法人熊本県立大学 令和5年度計画

令和5年9月変更  
公立大学法人熊本県立大学

# 目 次

1. 年度計画の概要	.....	P1
2. 中期計画の期間、重点的に取り組む事項	.....	P4
3. 年度計画		
(Ⅰ) 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための取組	.....	P6
(Ⅱ) 業務運営の改善・効率化に関する目標を達成するための取組	.....	P17
(Ⅲ) 財務内容の改善に関する目標を達成するための取組	.....	P19
(Ⅳ) 自己点検・評価及び情報提供に関する目標を達成するための取組	.....	P21
(Ⅴ) その他業務運営に関する重要目標を達成するための取組	.....	P22
(Ⅵ) 予算、収支計画及び賃金計画	.....	P24

## 公立大学法人 熊本県立大学 令和 5 年度計画の概要

第 3 期中期計画（計画期間：平成 30 年度～令和 5 年度）の最終年度にあたる令和 5 年度の年度計画を、地方独立行政法人法第 27 条に基づき策定するもの。第 3 期中期目標が定める「教育の質の向上」、「熊本地震からの復興支援を含めた地域に貢献する教育研究の推進」、「グローバル化の推進」という重点目標の達成に向け、教育、研究、地域貢献、国際交流、業務運営の大学運営全般にわたり、50 項目の計画で構成している。

主な計画は次のとおりである。

### 1 国際的な視野と認識を高める教育研究の推進

「もやいすとグローバル育成プログラム」を着実に実施するとともに、学生の英語能力向上の方策の 1 つである 2 年生全員を対象とした TOEIC® IP を実施する。また、学生のニーズを捉えた海外留学・研修を実現するほか、既協定校との間で新たな相互交流の可能性等について検討する。

#### 主な計画

##### 【教育】

- 「もやいすとグローバル育成プログラム」全体を引き続き着実に実施するとともに、「グローバル実践活動」に係るインターンシップ先の開拓・拡充について検討する。また、プログラムの修了者（第 1 期生）が卒業することから、プログラム内容や実施体制の検証を行う。  
<計画番号(5)>
- 熊本地域を中心に国際的な半導体関連産業の集積が進んでいる状況を考慮し、英語によるコミュニケーション能力を育成するため、令和 5 年度より TOEIC® IP を 2 年生全員に実施し、学生の英語能力の全体像把握に努める。<計画番号(6)①のウ>

##### 【国際交流】

- 新型コロナウイルス感染症の動向を注視しつつ、学生のニーズを捉えた海外留学・研修を実現する。また、海外協定校候補となる大学へのアプローチを継続するとともに、既協定校との間で新たな相互交流の可能性について検討する。<計画番号(28)・(31)>
- 英語英米文学科では、「Studying Abroad (※)」の対象となるプログラムについて、SAF や協定校における留学や研修、特に、オンラインで参加できるプログラムの情報を学生に提供する。<計画番号(28)のイ>

※海外留学・研修を単位認定するための科目

## 2 地域との幅広い協働を確立する教育研究の推進

令和2年7月豪雨からの復興・再生等の地域の諸課題の解決に貢献する教育の取組、独自性のある研究及び地域の課題解決に資する研究を引き続き推進する。

### 主な計画

#### 【教育】

- 全学的に「もやいすと育成プログラム」や地域連携型学生研究等も活用し、令和2年7月豪雨からの復興・再生等の地域の諸課題を題材とし、その課題解決に貢献する教育の取組をさらに推進する。〈計画番号(4)のア・イ〉

#### 【研究】

- 令和2年7月豪雨からの復興・再生のため、“緑の流域治水”に関する最先端の研究を推進するとともに、令和3年度に採択されたCOI-NEXT（地域共創分野）「流域治水を核とした復興を起点とする持続社会」地域共創拠点をはじめとして地域課題の解決に資する研究を推進する。〈計画番号(19)のア〉

#### 【地域貢献】

- 県や市町村との地域連携・地域貢献に向けた取組を引き続き推進する。〈計画番号(24)のア〉
- 球磨川流域圏の文化、歴史、環境等をテーマにしたバーチャルキャンパスの無料公開講座を引き続き実施する。〈計画番号(27)のア〉

## 3 社会や時代の状況を踏まえた対応

大学入学共通テストの新規科目「情報」の取扱いに係る広報、LMSを活用した授業の実施、学生の就職・修学支援等、社会や時代の状況を踏まえた対応を着実にを行う。

### 主な計画

#### 【教育】

- 大学入学共通テストの新規科目「情報」の本学一般選抜における取扱いについて、円滑に移行できるよう広報を行うとともに、県内高校との情報共有に努める。〈計画番号(1)〉
- 令和5年度より運用を開始するLMS（Learning Management System:学習管理システム）を活用し授業を実施するとともに、LMS利用により得られる学修状況データ等を基に分析・可視化を行う。〈計画番号(8)〉

#### 【学生支援】

- 学生の就業力の育成を図るために、インターンシップ、各種セミナー等を実施するとともに、各種就職情報のオンライン化を図り、就職活動を支援する。また、県内就職率向上のため、積極的に情報提供を行う。〈計画番号(18)〉
- 物価高などにより生活が困窮している学生への食品・日用品等の支援を実施する。〈計画番号(15)のイ〉

#### 【業務運営】

- 総合管理学部では、専攻制の導入（令和6年度予定）に向けてカリキュラムの検討を進める。〈計画番号(34)のイ〉

## 4 その他

上記3つの重点事項に加えて、各分野の課題に積極的に取り組む。

### 主な計画

#### 【研究】

- 科学研究費補助金の採択増に繋がるよう、研究支援特別交付金事業による支援等を実施するとともに、質の高い研修を引き続き実施する。

<計画番号(20)のア>

#### 【業務運営】

- 大学の運営状況を検証しながら、DX 推進をはじめ大学を取り巻く社会の変化に適切に対応するために必要な対策を講じる。<計画番号(33)>

#### 【自己点検・評価】

- 令和4年度に受審した第三者機関の認証評価の結果を公表するとともに、必要に応じて第4期中期計画に反映させる。<計画番号(44)イ>

<p>第3期中期目標 (H29.12.27設立団体の長指示)</p>	<p>第3期中期計画 (H30.3.27設立団体の長認可)</p>	<p>検証指標</p>	<p>令和5年度計画</p>
<p>少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少や社会のグローバル化、産業の技術革新などの波が急速に押し寄せ、社会経済情勢が大きく変化する中で、大学には、産業界や地域社会から、課題を発見し、それらを抽出・分析して解決する力、また、多様性を尊重し異文化を受け入れ、双方向の対話を行う力を備える人材の育成が求められている。</p> <p>また、大学には、学際的な視点で最先端の学術研究を先導する研究機関としての役割も求められている。</p> <p>このため、熊本県立大学は、「地域に生き、世界に伸びる」のスローガンに基づき地域に貢献する公立大学として、企業や地域社会において活躍するための創造力及び実践力のある人材を育成するとともに、地域に根ざした研究や大学独自の高度で優れた研究に取り組み、地域との連携を一層強化する必要がある。</p> <p>以上を踏まえ、次の3点を基本目標に掲げ、社会経済情勢の変化や地域のニーズを敏感に捉え、学生や県民の期待に応える本県唯一の公立大学として更に発展、飛躍することを目指し、この中期目標を定める。</p>			

<p>第3期中期目標 (H29.12.27設立団体の長指示)</p>	<p>第3期中期計画 (H30.3.27設立団体の長認可)</p>	<p>検証指標</p>	<p>令和5年度計画</p>
<p>・地域社会を担う人材育成の拠点としての大学 豊かな教養を備え、地域社会ひいては国際社会の発展に貢献できる有為で、創造性豊かな人材を育成する。</p> <p>・地域社会の発展に貢献する知的創造の拠点としての大学 専門的かつ最先端の学術研究を充実させ、総合的な大学という特色を生かした学際的な研究を推進して、地域社会で発生する様々な課題の解決に寄与するとともに、研究成果を広く普及させ、地域社会の発展に貢献する。</p> <p>・地域社会における学習・交流の拠点としての大学 地域社会のニーズに応える学習の場を提供して、県民が必要に応じて教育を受けることができるようにするとともに、学術、教育、文化等の関係機関や海外協定校との交流・連携を推進する。</p>			

第3期中期目標 (H29.12.27設立団体の長指示)	第3期中期計画 (H30.3.27設立団体の長認可)	検証指標	令和5年度計画
◇ 中期目標の期間		◇ 中期計画の期間	
平成30年4月1日から平成36年3月31日まで	平成30年4月1日から平成36年3月31日まで		
◇ 重点目標		◇ 重点的に取り組む事項	
<p>第3期中期目標においては、次の3点を重点的に取り組む目標として定める。</p> <p>(1) 教育の質の向上 地域社会を担う人材の育成を更に推進するため、教育課程及び教育方法等について検証・改善を行い、教育の質の向上を図る。</p> <p>(2) 熊本地震からの復興支援を含めた地域に貢献する教育研究の推進 熊本地震からの創造的復興及び防災・減災に関する教育研究を推進するとともに、これまで取り組んできた地域課題の解決や県民への学習機会の提供等、地域に貢献する教育研究活動の更なる充実を図る。</p>	<p>本学は、「総合性への志向」、「地域性の重視」、「国際性の推進」を理念とし、「地域に生き、世界に伸びる」をモットーに掲げている。第3期中期計画においては、第2期に取り組んできたことの実質化を図り、国際的な視野と認識を高めるとともに、地域との幅広い協働を確立する教育研究を引き続き発展させる。また、総合性を重視しつつ、独自の専門性を十分に生かした質の高い教育研究を推進していく。</p> <p>(1) 国際的な視野と認識を高める教育研究の推進 地域課題に柔軟に適応し、かつ、グローバルな視点で活動できる学生を育成するプログラム「もやいすと：グローバル(仮)」を新設するとともに、学生の海外留学や留学生の受入れを促進し、相互交流や異文化理解を図り、国際的な視野と認識を高める教育研究を推進する。</p> <p>(2) 地域との幅広い協働を確立する教育研究の推進 第2期に引き続き、熊本地震からの創造的復興への支援を含め、地域貢献を視野として、地域に学ぶことを重視し、地域課題の解決に資する研究活動を行い、また、社会人・職業人に対する教育を推進する。</p>		

第3期中期目標 (H29.12.27設立団体の長指示)	第3期中期計画 (H30.3.27設立団体の長認可)	検証指標	令和5年度計画
<p>(3) グローバル化の推進 グローバルな視点で物事を考え課題解決に取り組む人材を育成するため、学生の国際交流の推進や教育研究の国際化を図り、大学のグローバル化を推進する。</p>	<p>(3) 社会や時代の状況を踏まえた対応 社会や時代の状況を踏まえ、教育内容・教育方法及び教育研究組織等の検証を行い、効果的な改善・見直しにつなげるほか、業務運営の改善・効率化や防災対策の推進等についても積極的に取り組む。</p>		
<p><b>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</b>      I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための取組</p>			
<p><b>1 教育に関する目標</b></p>			
<p>○ 公立大学法人熊本県立大学は、次のような人材を育成する。          &lt;学士課程教育&gt;          ・論理的な思考かつグローバルな視点で自ら課題を設定・分析し、創造的な解決策が提示できる人材。また、総合的な判断ができる人材。          ・積極性、自律性、行動力を身につけ、社会状況の変化に柔軟に対応できる人材。          ・地域社会や国際社会に興味・関心を持ち、多様性を認めることができる人材。          ・コミュニケーション能力を持ち、協調性があり、社会において人的ネットワークを形成できる人材。          ・高い職業観を持ち、主体的に自らの職業人生を構想・設計できる人材。          &lt;大学院教育&gt;          ・国内外の諸課題の発見・解決のために専門的知識や研究能力を応用できる人材。特に博士後期課程においては自立して研究を遂行できる人材。</p>			

第3期中期目標 (H29.12.27設立団体の長指示)	第3期中期計画 (H30.3.27設立団体の長認可)	検証指標	令和5年度計画
<b>(1) 入学者受入れに関する目標</b>	入学者受入れに関する目標を達成するための取組		
① 入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)に基づき、大学入学者選抜改革を踏まえた多様な選抜方法を活用して、大学が求める学生を確保する。 また、大学のグローバル化を推進するため、外国人留学生の増加を図る。	(1) 入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)に基づき、多様な入学者選抜を行うとともに、国による高大接続改革における入学者選抜の実施方針を踏まえ、必要な入試改革に取り組む。  (2) 学生の異文化交流など大学のグローバル化を推進するため、外国人留学生の受入れの現状を分析し、方策を検討してその増加に取り組む。	国による高大接続改革を踏まえた入試改革の実施(H32年度まで)  受入れ留学生数 30名(H32～H35年度平均) ※H29年度実績：25名	(1) 大学入学共通テストの新規科目「情報」の本学一般選抜における取扱いについて、円滑に移行できるよう広報を行うとともに、県内高校との情報共有に努める。  (2) ア. 令和4年度に実施した留学生アンケートで明らかとなった課題の対応策を検討する。 イ. 水銀研究分野における国際的研究者の育成に資するため、水銀研究留学生の受入れを継続して行う。
② 大学院では、高度な専門的知識及び研究能力の修得を目指す意欲あふれる人材について、積極的かつ効果的な広報活動により、学部卒業生や社会人など多様な分野からの受入れを推進する。	(3) 各研究科における現状分析に基づき、学部からの内部進学者や社会人などの受入れを推進するための多彩な取組を行う。	各研究科の収容定員充足率の基準(注)達成(毎年度) (注) 大学基準協会(認証評価機関)の評価基準 博士前期課程：50%以上200%未満、博士後期課程：33%以上200%未満(但し、超過については長期履修者数を考慮) ※H29年度実績 文学研究科 博士前期課程：45%、博士後期課程：75% 環境共生学研究科 博士前期課程：95%、博士後期課程：200% アドミニストレーション研究科 博士前期課程：63%、博士後期課程：42%	(3) 大学院への内部進学者や社会人などの受入れを促進するため、様々な取組を行う。また、大学院入試についてもweb出願を試行する。

第3期中期目標 (H29.12.27設立団体の長指示)	第3期中期計画 (H30.3.27設立団体の長認可)	検証指標	令和5年度計画
<b>(2) 教育内容・方法等に関する目標</b>	教育内容・方法等に関する目標を達成するための取組		
① 熊本地震からの創造的復興及び防災・減災に関する教育を推進するとともに、県内全体にわたって地域課題の解決に取り組む実践的・総合的な教育の更なる充実を図る。	(4) 熊本地震の体験に基づく防災・減災や復興支援を視野としつつ、包括協定団体をはじめ地域と連携しながら、地域の諸問題を題材とした実践的な教育に取り組むとともに、地域リーダーを養成する教育プログラム「もやいすと育成システム」を完成させる。	①地域の諸問題を題材とした教育（地域志向科目・地方創生科目、学生GP等）の件数現在の水準を確保（中期計画期間平均） ※H29年度実績：100件 ②「もやいすと育成システム」の完成（H30年度まで）	(4) ア. 全学的に「もやいすと育成プログラム」や地域連携型学生研究等も活用し、地域の諸課題を題材とし、その課題解決に貢献する教育の取組をさらに推進する。 イ. 令和2年7月豪雨からの復興・再生等の地域の諸課題を題材とし、その課題解決に貢献する教育の取組を推進する。
② グローバル化する社会に対応するため、英語をはじめとした外国語能力の向上を図るとともに、国際的な視野と認識を高める教育を充実する。	(5) 地域課題に柔軟に適応し、グローバルな視点を持って活動できる学生を育成するプログラム「もやいすと：グローバル（仮）」を「もやいすと育成システム」に組み込む。	「もやいすと：グローバル（仮）」の構築（H32年度まで）	(5) ア. 「もやいすとグローバル育成プログラム」全体を引き続き着実に実施するとともに、「グローバル実践活動」に係るインターンシップ先の開拓・拡充について検討する。また、プログラムの修了者（第1期生）が卒業することから、プログラム内容や実施体制の検証を行う。 イ. 学生の学修意欲をより高めるため、「もやいすと育成システム」全体の中での「もやいすとグローバル育成プログラム」について周知を図る。

第3期中期目標 (H29.12.27設立団体の長指示)	第3期中期計画 (H30.3.27設立団体の長認可)	検証指標	令和5年度計画
	<p>(6) 英語を含む外国語教育について、次のことに取り組む。</p> <p>①英語をはじめとした外国語能力の向上を図るため、必要に応じて教育課程や教育方法の改善を図る。</p>	<p>①TOEIC® IP受験者数 485名 (H35年度) ※H28年度実績：441名</p> <p>②TOEIC® 550点 (相当) 以上到達者の割合 ①到達目標人数の20% (H34~H35年度平均) ※H26~H28年度実績平均：16%</p>	<p>(6) ①</p> <p>ア. 英語能力測定 (リスニング・リーディング) を継続して実施し、1年次と2年次の英語能力の比較及び入学後2年間の英語能力推移の検証を行う。</p> <p>イ. 令和4年度に実施した測定結果の比較・検証を行い、必要に応じて英語能力向上の方策を検討する。また、令和4年度から1年次の全学共通英語の成績に加味することとした EnglishCentral (語学教育用のe-learningシステム) の効果を引き続き検証する。なお、次期e-learningシステムの検討を開始する。</p> <p>ウ. 英語によるコミュニケーション能力を育成するため、令和5年度よりTOEIC® IPを2年生全員に実施し、学生の英語能力の全体像把握に努める。</p>

第3期中期目標 (H29.12.27設立団体の長指示)	第3期中期計画 (H30.3.27設立団体の長認可)	検証指標	令和5年度計画
	②英語英米文学科では、英語運用能力育成と専門教育を融合させて相乗効果を上げるため、CEFR (Common European Framework of Reference for Languages) を基に教育プログラムを改良する。	①TOEFL® ITP 440点（相当）以上（CEFR B1 レベル）に到達した学生の割合 70%（H35年度） ※H28年度実績：42.6% ②一般的に留学に必要とされる英語能力（TOEFL® ITP 550点（相当）以上）（CEFR B2 レベル）に到達した学生の割合 20%（H35年度） ※H28年度実績：6.4% ③卒業論文を英語で執筆する学生の割合 60%（H35年度） ※H29年度実績：44%	(6) ② ア. 新カリキュラムにおける各SeminarについてFDを実施し、3年次以降のSeminarとの連携も含め、その内容・教材・方法等について検証を重ねる。 イ. 第4期中期計画期間に向け、英語英米文学科のあり方について検討を開始する。
	(7) 学生の英語能力や学修意欲の向上を図るため、学内に日常的に英語に触れる場を新設し、カリキュラム内外で英語での多様な取組を拡充する。	①English Lounge（仮）の設置（H31年度まで） ②Café Event等の各種イベント・講座の件数 10件（開始年度から中期計画期間平均） ※H28年度実績：6件	(7) ア. 学生の英語能力を効果的に向上させるため、国際教育交流コーディネーターによる英語のチュータリングと一部授業との連携を図る。また、国際的な視野の涵養を図るため、Global Loungeにおいて、Café Event等の取組を行う。 イ. 語学教育用のe-learningシステムやTOEIC® IPについて、学生に利活用を促し、学生の英語能力の向上に繋がる語学教育支援を行う。

第3期中期目標 (H29.12.27設立団体の長指示)	第3期中期計画 (H30.3.27設立団体の長認可)	検証指標	令和5年度計画
③ 学生の学修意欲や教育効果の向上につながるよう、教育課程や教育方法等の検証・改善を行い、教育内容・方法等の質的向上を図る。特に、学生の学修時間の把握や大学での学修成果の可視化等に取り組み、学生の視点に立った教育の実現を図る。	(8) 学生の学修意欲や教育効果の向上につながるよう、学修成果を可視化し、適切な評価に取り組むとともに、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を踏まえた教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）の検証・改善を行う。	学修成果の評価システムの導入 ・授業の学修成果に対する評価（H31年度まで） ・カリキュラムの学修成果の評価（H34年度（注）まで）（注）H31～H33年度対象に評価（3年毎）	(8) ア. 令和5年度より運用を始めるLMSを活用し授業を実施するとともに、LMS利用により得られる学修状況データ等を基に分析・可視化を行う。 イ. アセスメントプランにおいて設定されている指標の年度推移等から課題を抽出し、必要に応じて学位授与方針等の見直しに向けた検討を行う。
	(9) キャップ制を導入し、単位制度の実質化を図る。	全学部の全学年にキャップ制の導入（H32年度まで）	(9) 単位の実質化に関するデータ収集の一環としてLMSへのアクセス状況を把握し、学修態度等の分析に活用する。
	(10) 「環境」を土台とし、実践力を有する管理栄養士を養成するために、専門科目を広く横断的に理解させる管理栄養士教育を行い、その質的向上を図る。	管理栄養士国家試験の平均合格率 90%以上（中期計画期間平均） ※H24～H28年度実績平均：90.3%	(10) ア. 管理栄養士養成施設としての教育課程・教員組織について、現状と課題を抽出し、対応を検討する。 イ. 管理栄養士国家試験対策委員会において、模擬試験等の動向と国家試験合格との相関を分析し、受験指導方法を検討するなど、試験対策の検証・改善を継続的に行う。
④ 教育の質の維持向上のため、大学の特性・専門性に応じた優秀な教員を確保する。 また、学生のニーズや社会の要請に応えるため、教員一人ひとりがより高い水準の教育を行うことができるよう能力向上を図る。	(11) 各学部における中期的な人事計画による定数管理の下、専門分野、職位、資格、年齢構成等を全学的に検討する「枠取り」方式に基づき、博士号取得者の中から教員を採用することを原則とする。	—	(11) 教員採用の年間スケジュール（原則9月に翌年度の採用人事審議、12月に翌々年度の枠取り審議）を遵守し、「教員採用に係る基本方針」の趣旨を踏まえ、採用に係る審査を適切に行う。

第3期中期目標 (H29.12.27設立団体の長指示)	第3期中期計画 (H30.3.27設立団体の長認可)	検証指標	令和5年度計画
	(12) 教員の教育力の向上と授業内容・方法の改善を図るため、全学的及び学部学科・研究科の特性に応じた組織的なFDに取り組む。	FDの実施回数 20回以上(中期計画期間平均) ※H28年度実績: 20回	(12) ア. 第6期FD三年計画に基づき、全学、学部、研究科においてFDを実施する。 イ. 全学、学部、研究科において、必要に応じFDを実施する。
⑤ 教育研究の進展、社会の要請、学生のニーズに柔軟に応える教育を行うため、必要な実施体制を整備する。	(13) 教育活動の充実に向けて、教育の実施体制を必要に応じ見直す。	諸体制の整備 (H35年度まで)	(13) 国際化、学生の基礎教養の習得、デジタルトランスフォーメーションの推進といった本学の中期的な課題に向けた体制の整備は一通り完了しており、各組織が円滑に機能するよう取り組む。
<b>(3) 学生支援に関する目標</b>	学生支援に関する目標を達成するための取組		
① 学生の自主性を育み人間的成長を促すため、ボランティア活動や課外活動の活性化を図るとともに、必要な支援を行う。	(14) 地域におけるボランティアや課外活動、その他学生の自主性を育む諸活動の活性化に向けて支援するとともに、その活動を積極的に情報発信する。	4年生(卒業予定者)アンケート調査の「サークルやボランティア活動に対する支援」における「満足・やや満足」の割合 現在の水準を確保(中期計画期間平均) ※H26~H28年度実績平均: 87.1%	(14) ボランティア活動やサークル活動、その他学生の自主性を育む諸活動の活性化に向けて支援するとともに、その活動の成果を積極的に情報発信する。
② 学生の進学や修学にかかる経済的支援を充実し、その内容を積極的に公表する。	(15) 授業料減免制度や奨学金制度などについて周知を図り、財源に応じた制度の検証を行い、必要に応じ見直しながら、きめ細かな経済支援につなげる。	4年生(卒業予定者)アンケート調査の「各種奨学金等に関する情報提供・支援」における「満足・やや満足」の割合 現在の水準を確保(中期計画期間平均) ※H26~H28年度実績平均: 91.1%	(15) ア. 修学支援法等による授業料減免制度、学内外の奨学金制度について、周知を図り、申請を希望する学生の申請漏れがないようにするとともに、その内容を適宜公表する。 イ. 物価高などにより生活が困窮している学生への食品・日用品等の支援を実施する。
③ 学生が安心して学生生活を送ることができるように、心身の健康に関する相談・支援を行う。	(16) 心身の健康支援に関する相談等に適切に対応し、学生を支援する。また、心身に障がいのある学生が修学するうえで必要なサポートを行うとともに、修学支援のあり方について検証し、改善を図る。	4年生(卒業予定者)アンケート調査の「学生相談体制(保健センター、オフィスアワー等)」における「満足・やや満足」の割合 現在の水準を確保(中期計画期間平均) ※H26~H28年度実績平均: 91.6%	(16) ア. 学生の心身の健康に関する相談等に適切に対応する。また、心身に障がいのある学生が修学するうえで必要なサポートを行う。 イ. 保健センター職員の専門性の向上を図るため、実務経験年数に応じた研修を受講する。

第3期中期目標 (H29.12.27設立団体の長指示)	第3期中期計画 (H30.3.27設立団体の長認可)	検証指標	令和5年度計画
④ 地域企業や地域社会と連携したキャリア教育を推進し、学生の就業力を向上させる。	(17) 社会との接続を念頭に置いたキャリアデザイン教育について検証を行い、改善を図る。	キャリアデザイン教育の検証 (H32年度まで)	(17) 政府主導のインターンシップ制度変更や全学の共通教育のあり方と歩調を合わせて、キャリアデザイン教育のあり方を再検討し、必要な施策を検討し実施していく。
⑤ 学生が求める企業・就職情報の収集・提供により就職支援を充実する。特に、県内企業と学生とのマッチングやインターンシップを推進し、県内への就職を促進する。	(18) インターンシップ等を通じて就業力の育成を図るとともに、個々の学生の希望に沿った就職支援を行う。また、県内への就職促進に向け、積極的に情報提供を行う。	①就職セミナー・講座の件数 (中期計画期間平均) 13件 ※H26～H28年度実績平均：12.7件  ②県内企業説明会への参加学生数 190名 (中期計画期間平均) ※H26～H28年度実績平均：188名  ③県内就職率 現在の水準を確保 (中期計画期間平均) ※H28年度実績：55.1%	(18) 学生の就業力の育成を図るために、インターンシップ、各種セミナー等を実施するとともに、各種就職情報のオンライン化を図り、就職活動を支援する。また、県内就職率向上のため、積極的に情報提供を行う。

第3期中期目標 (H29.12.27設立団体の長指示)	第3期中期計画 (H30.3.27設立団体の長認可)	検証指標	令和5年度計画
<b>2 研究に関する目標</b>	2 研究に関する目標を達成するための取組		
<b>(1) 研究の方向に関する目標</b>	(1) 研究の方向に関する目標を達成するための取組		
<p>大学の特色ある教育や地域社会の発展のため、熊本県立大学として独自性のある研究及び地域課題の解決に役立つ研究活動を推進することとし、国内外で高く評価される研究水準を目指す。</p> <p>また、熊本地震からの創造的復興及び防災・減災に関する研究を推進する。</p>	<p>(19) 地域資料研究、地域環境研究、食健康研究、地域づくり研究等、地域に生きる大学として独自性を持ち、地域の課題解決に貢献する高い水準の研究を推進する。並びに、熊本地震の体験に基づく防災・減災及び復興支援を視野とした研究に取り組む。また、これらを県内外に対し、効果的に発信する。</p>	<p>地域の課題解決に貢献する研究件数 99件以上（中期計画期間平均）</p> <p>※H28年度実績：99件</p>	<p>(19)</p> <p>ア. 令和2年7月豪雨からの復興・再生のため、“緑の流域治水”に関する最先端の研究を推進するとともに、令和3年度に採択されたCOI-NEXT（地域共創分野）「流域治水を核とした復興を起点とする持続社会」地域共創拠点をはじめとして地域課題の解決に資する研究を推進する。</p> <p>イ. 独自性のある研究及び地域の課題解決に貢献する研究を引き続き実施する。</p> <p>ウ. 令和2年7月豪雨からの復興・再生及び防災・減災に係る研究活動を引き続き実施する。</p> <p>エ. ホームページ、公開講座、イベント、シンポジウム等のあらゆる機会を捉えて、広く情報を発信する。</p>
	<p>(20) 研究活動の活性化に向け、科学研究費補助金への応募の義務化を継続する。</p>	<p>科学研究費補助金の応募率 100%（毎年度）</p> <p>※H28年度実績：100%</p>	<p>(20)</p> <p>ア. 科学研究費補助金の採択増に繋がるよう、研究支援特別交付金事業による支援等を実施するとともに、質の高い研修を引き続き実施する。</p> <p>イ. コンプライアンス研修及び研究倫理研修については、全学的な研究不正防止研修会及び学部FD等として引き続き実施する。</p>

第3期中期目標 (H29.12.27設立団体の長指示)	第3期中期計画 (H30.3.27設立団体の長認可)	検証指標	令和5年度計画
	(21) 国内外で高く評価される研究水準の確保・維持を図るにあたり、共同研究・受託研究等の外部研究資金獲得を推進する。	外部資金獲得件数 76件以上(中期計画期間平均) ※H26～H28年度実績平均：76件	(21) ア. 受託研究等の情報収集、提供を継続するとともに外部資金獲得に向けたマッチングを推進する。 イ. 研究のグローバル化に向け必要な支援を行う。
<b>(2) 研究の支援に関する目標</b>	(2) 研究の支援に関する目標を達成するための取組		
優れた研究を推進するため、組織的な研究支援を促進する。	(22) 研究水準の維持向上に向け、研究活動支援等に積極的に取り組む。また、研究推進体制の検証を行い、必要に応じ見直す。	研究推進体制の検証・見直し(H31年度まで)	(22) 地域・研究連携委員会等の意見を踏まえ、円滑な研究支援を行う。
	(23) 研究の進展や発信に向け、学術情報基盤の充実を図る。	①学術情報リポジトリへの論文登録件数 820件(H35年度) ※H28年度実績：701件  ②アーカイブ資料の電子化件数 650件(H35年度) ※H28年度実績：594件	(23) ア. 博士論文、紀要論文、学術雑誌論文の登録を継続的に実施する。 イ. 新たに収集するアーカイブ資料のデータ化を引き続き進めるとともに、ホームページ上での公開を適宜進める。
<b>3 地域貢献に関する目標</b>	3 地域貢献に関する目標を達成するための取組		
(1) 県、市町村、企業その他の団体との連携を深め、それらの団体を支援するシンクタンク機能を充実・強化する。	(24) 県や市町村、企業その他の団体の様々な課題の解決を支援するため、教員の研究シーズ等を活かした研究活動を推進するとともに、専門的な知見等を有する教員を積極的に派遣する。	地域貢献研究事業の件数 現在の水準を確保(中期計画期間平均) ※H29年度実績：15件	(24) ア. 県や市町村との地域連携・地域貢献に向けた取組を引き続き推進する。 イ. 県や市町村、企業その他団体の課題解決に係る助言等のために教員を積極的に派遣する。

第3期中期目標 (H29.12.27設立団体の長指示)	第3期中期計画 (H30.3.27設立団体の長認可)	検証指標	令和5年度計画
	(25) 学生の食と健康に関する理解を深める取組を推進し、地域の食育・健康に関する取組の中心的役割を担う。	食育推進体制の整備 (H31年度まで)	(25) 地域住民や学生の食生活改善に資する食育活動を引き続き実施し、新「食育ビジョン」(H30～R5)を推進する。
(2) 大学・試験研究機関等との連携を強化して地域産業に関する共同研究等を行い、研究成果の公表や現場への普及活動等を通じて、研究成果を地域社会に役立てる。	(26) 他大学・研究機関等と連携しながら、地域産業の振興に資する研究活動を行い、研究成果を発信するとともに、その成果を地域社会に還元する。	他大学・研究機関等と連携した共同研究・受託研究の件数 現在の水準を確保 (中期計画期間平均) ※H28年度実績：32件	(26) 他大学・研究機関等と連携した共同研究・受託研究を引き続き実施する。
(3) 県民の学習ニーズに応えるため、生涯学習と専門職業人の継続的な職業能力開発の支援について、更なる充実を図る。	(27) 地域の多様な生涯学習ニーズを踏まえ、広く県民の参加を得られるような各種公開講座を充実させる。また、職業人として地域社会で活躍している人材の更なる能力開発を支援するプログラムを推進する。	①授業公開講座の開講講座数 現在の水準を確保 (中期計画期間平均) ※H29年度実績：109講座  ②各種公開講座、CPDプログラムの件数 18件以上 (中期計画期間平均) ※H28年度実績：18件	(27) ア. 球磨川流域圏の文化、歴史、環境等をテーマにしたバーチャルキャンパスの無料公開講座を引き続き実施する。 イ. 対面、オンラインを柔軟に選択し、各種公開講座、CPD講座を効果的・効率的に実施する。
<b>4 国際交流に関する目標</b>	4 国際交流に関する目標を達成するための取組		
(1) 国際的な知見の取得や異文化への理解を深め、グローバル化する社会において必要な素養を幅広く涵養するため、学生の国際交流を更に推進する。	(28) グローバルに活躍できる人材に求められる語学力、コミュニケーション能力、自国文化・異文化に対する理解力を高めるため、海外留学・研修メニューの拡充を図る。	①協定校における海外留学・研修等への派遣学生数 20名 (H32～H35年度平均) ※H28年度実績：10名  ②海外留学・研修等への派遣学生数 (全体) 130名 (H32～H35年度平均) ※H24～H28年度実績平均：106名	(28) ア. 新型コロナウイルス感染症の動向を注視しつつ、学生のニーズを捉えた海外留学・研修を実現する。 イ. 英語英米文学科では、「Studying Abroad」の対象となるプログラムについて、SAFや協定校における留学や研修、特に、オンラインで参加できるプログラムの情報を学生に提供する。

第3期中期目標 (H29.12.27設立団体の長指示)	第3期中期計画 (H30.3.27設立団体の長認可)	検証指標	令和5年度計画
	(29) 学生の留学を支援するための経済支援拡充に向けた取組を行う。また、海外滞在時の危機管理対策を拡充する。	①留学に係る経済支援策の検証・整備 (H31年度まで)  ②海外派遣中の学生に対する危機管理マニュアルの策定及び危機管理対応システムの構築 (H31年度まで)	(29) 「もやいすとグローバル育成プログラム」の開講科目である「グローバル実践活動」において、海外実践活動に取り組む学生に対する経済支援に関し、対象経費の見直しのうえ実施する。
	(30) 学生の国際的視野の涵養と国際感覚の向上を目的に、学内外で国際交流団体等との国際交流や異文化理解の機会を拡充する。	学内外における交流事業への参加学生数のべ150名 (H35年度) ※H29年度実績：のべ106名	(30) 様々な機会を通じて、学生の国際的視野の涵養や国際感覚の向上を図るため、対面とオンラインを効果的に活用し、イベントを企画・実施するほか、学外のイベントについても周知し学生に参加を促す。
(2) 外国人留学生の受入れを促進するために、積極的かつ効果的な情報発信や受入体制の充実を行うとともに、グローバル化に対応した教育研究環境の整備を推進する。	(31) 留学生の受入れ環境の整備を推進するとともに、協定校との派遣・受入れの相互交流拡充を図る。	新規受入れプログラムの構築 (H32年度まで)	(31) 海外協定校候補となる大学へのアプローチを継続するとともに、既協定校との間で新たな相互交流の可能性について検討する。
(3) 研究水準の向上や教育内容の充実のため、諸外国の大学等との連携を深め、研究者交流、国際共同研究等を推進する。	(32) 協定校をはじめとする海外大学等との間で、研究者交流や共同研究等を行うことにより、教育研究のグローバル化を図る。	海外大学等との学術交流・研究活動等の件数 35件 (中期計画期間平均) ※H29年度実績：32件	(32) 教育研究のグローバル化を図るため、海外の協定校等との連携を図り、各学部・学科において学術フォーラム等の開催について、オンラインの活用を含め実施する。
<b>II 業務運営の改善・効率化に関する目標</b>			
II 業務運営の改善・効率化に関する目標を達成するための取組			
<b>1 大学運営の改善に関する目標</b>			
理事長と学長のリーダーシップのもと、社会状況の変化に対応するため、柔軟かつ機動的な大学運営を推進する。	(33) 経営を司る理事長と学務を司る学長のもと、政策的かつ効果的な大学運営に努めるとともに、社会状況の変化に適切に対応する。	—	(33) 大学の運営状況を検証しながら、DX推進をはじめ大学を取り巻く社会の変化に適切に対応するために必要な対策を講じる。

第3期中期目標 (H29.12.27設立団体の長指示)	第3期中期計画 (H30.3.27設立団体の長認可)	検証指標	令和5年度計画
<b>2 教育研究組織の見直しに関する目標</b>	2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための取組		
社会の要請に積極的に応えるため、学部学科、附属機関等の教育研究組織のあり方について不断に検討し、必要に応じ適切に見直す。	(34) 総合性と専門性のバランスを考えた知の形成に向け、学部学科、研究科及び附属機関等のあり方について検討し、必要に応じ見直す。	—	(34) ア. 学部学科、研究科及び附属機関等のあり方の検証を行い、必要に応じ見直しを進める。 イ. 総合管理学部では、専攻制の導入（令和6年度予定）に向けてカリキュラムの検討を進める。
<b>3 人事に関する目標</b>	3 人事に関する目標を達成するための取組		
大学の業務全般について適切かつ効果的な運営を図るため、教職員の大学運営に対する積極的な参加を推進するとともに、適正な人事・評価を行う。	(35) 教職員に必要な知識・技能の習得及びその能力・資質の向上のため、SDを計画的に実施する。	教職員を対象としたSDの実施回数 3回以上（中期計画期間平均） ※H29年度実績：3回	(35) 教職員に必要なSDを適時かつ計画的に実施する。
	(36) 教員の教育研究活動について、個人評価制度等により点検・評価を行い、改善に努める。	個人評価の実施 2年に1回（中期計画期間）	(36) 令和4年度分の個人評価を実施する。また、令和2年度及び令和3年度の個人評価結果について、自己点検・評価委員会で報告する。
	(37) 女性の教員比率を高める取組を推進し、女性教員比率を20%以上となるよう努める。	女性教員（常勤）比率 20%以上（中期計画期間平均） ※H29年度実績：20.2%	(37) 女性教員の比率の維持向上に努めるとともに、男女共同参画及び女性の活躍に関する情報提供を積極的に行う。

第3期中期目標 (H29.12.27設立団体の長指示)	第3期中期計画 (H30.3.27設立団体の長認可)	検証指標	令和5年度計画
	(38) プロパー職員の人材育成と活用を図るため、研修計画に基づいた研修を実施し、適正な配置に努める。	プロパー職員 1 名あたりの学外研修受講回数 年1回以上 (中期計画期間平均) ※H29年度実績 : 0.8回 (のべ8回/10名)	(38) 研修計画に基づく研修を実施するとともに、実施後における検証を行う。
<b>4 事務等の効率化・合理化に関する目標</b>	4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための取組		
事務の簡素化・合理化を進めるとともに、効率的な事務処理を図る。	(39) 現在の事務組織体制において、簡素化・合理化するもの並びに重点化するものを見定め、大学運営の効率化を図る。	①業務改善の件数 100件 (中期計画期間累計) ②時間外勤務時間 職員 1 名あたり平均 10%減 (H35年度、H29年度比) ※H28年度実績 : 平均27.3時間 (職員 1 名、1 月あたり)	(39) 事務の効率化を図るため、引き続き各所属に業務改善につながる取組みの実施を促し、事務の簡素化・合理化を進めるとともに、効率的な事務処理を図る。
<b>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標</b>			
Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するための取組			
<b>1 自己収入の増加に関する目標</b>	1 自己収入の増加に関する目標を達成するための取組		
安定的な財政基盤を確立するため、授業料や外部教育研究資金等の自己収入の確保に努める。	(40) 入学志願者数の高い水準を維持し、授業料の確実な徴収に努め、学生納付金の収入確保を図る。また、学生納付金については、社会状況の変化や他大学の動向等を総合的に勘案のうえ、必要に応じて改定する。	①学部志願者数平均 2,000名以上 (中期計画期間平均) ※H28~H29年度実績平均 : 2,268名  ②学納金の収納率 99.9%以上 (中期計画期間平均) ※第2期中期計画期間実績 (見込) 平均 : 99.9%	(40) ア. 入学志願者数の維持を図るためオープンキャンパスや進学相談会といった入試広報に取り組むとともに、入試内容において志願者増加に向けて改善等すべき点がないかの分析・検討等を行う。 イ. 滞納や徴収猶予、分納等の学生に、適時・適切に対応し、確実な徴収に努める。

第3期中期目標 (H29.12.27設立団体の長指示)	第3期中期計画 (H30.3.27設立団体の長認可)	検証指標	令和5年度計画
	(41) 教育や研究、地域貢献の維持・充実を図るための財政的基盤の強化として、外部資金の獲得に努める。	外部資金の金額 現在の水準を確保 ※H24～H28年度実績平均：94,608千円	(41) 外部資金獲得のための支援策を引き続き実施する。
	(42) 熊本県立大学未来基金について、本学独自の教育研究活動を充実させるため、積極的に広報活動を行うとともに、効果的に活用する。	熊本県立大学未来基金のあり方の検討・見直し (H31年度まで)	(42) ア. 熊本県立大学未来基金への寄付金を確保するため、ホームページや広報誌等での積極的な広報を行う。 イ. 本学の教育の質の向上に資する事業を実施する部局との連携を図り、効果的な活用につなげる。
<b>2 経費の抑制に関する目標</b>	2 経費の抑制に関する目標を達成するための取組		
既に実施している経費節減等の取組を検証しつつ、大学の業務全般についてより効率的な運営に努め、経費の抑制を図る。	(43) 将来にわたり健全な財政運営を継続するため、経費節減の取組を点検・改善するとともに、教職員への不断の意識づけにより、経費節減を促す等、効率的な運営及び経費の抑制を行う。	①電力使用量 年間400万kwh以下 (中期計画期間平均) ※チラー (空調)が稼動した場合のH24～H28年度推計値平均：年間402万kwh  ②ガス使用量 年間160千m3以下 (中期計画期間平均) ※H28年度実績：年間166千m3	(43) エコ・アクションプランに基づき、社会情勢の状況を踏まえながら、電力使用量抑制のため大学全体での節電に努めるとともに、屋内外の照明のLEDへの移行等を進める。また、老朽化した空調設備の適切な維持補修などにより、環境に配慮した整備を行うとともに経費の抑制に取り組む。

第3期中期目標 (H29.12.27設立団体の長指示)	第3期中期計画 (H30.3.27設立団体の長認可)	検証指標	令和5年度計画
<b>IV 自己点検・評価及び情報提供に関する目標</b>			
IV 自己点検・評価及び情報提供に関する目標を達成するための取組			
<b>1 評価の充実に関する目標</b>	1 評価の充実に関する目標を達成するための取組		
自己点検・評価を定期的実施するとともに、第三者機関の評価を受け、これらの評価結果を教育研究や組織運営の改善に活用するという組織的なマネジメントサイクルを充実させる。	(44) 内部質保証の観点から、自己点検・評価を行い、外部評価である法人評価及び認証評価を受け、それらの結果を爾後の改善・向上につなげるとともに、適切に公表する。また、自己点検・評価に係る方針・体制を検証し、必要に応じ見直す。並びに、令和4年度に認証評価を受審し、次期（第4期）中期計画への反映を検討する。	①認証評価の受審（H34年度まで）  ②自己点検・評価に係る方針及び体制の検証（H31年度まで）	(44) ア. 令和4年度計画に係る業務実績について、エビデンスに基づく自己点検・評価を行い公表する。また、その結果及び法人評価結果を踏まえて令和5年度計画の進行管理及び第4期中期計画の検討を行う。 イ. 令和4年度に受審した第三者機関の認証評価の結果を公表するとともに、必要に応じて第4期中期計画に反映させる。 ウ. 教育の内部質保証に係るチェックリストの運用状況や指導、指導した事項の実施状況の確認を行い、必要に応じて更なる改善等を図り、教育の質の向上に取り組む。
<b>2 情報公開、情報発信等の推進に関する目標</b>	2 情報公開、情報発信等の推進に関する目標を達成するための取組		
大学の組織運営及び教育研究活動等の実績等については、積極的に情報を公開・発信し、社会への説明責任を果たすと同時に、大学の認知度を高める。	(45) 戦略的な広報により、特色ある教育研究の活動の取組とその成果を積極的に発信する。また、法人運営に関する重要な情報をわかりやすく公開・発信し、社会に対する説明責任を果たす。	ホームページでの広報及び報道機関への発信件数 150件以上（H35年度） ※H26～H28年度平均：123件	(45) ア. 戦略的な広報活動を推進し、ホームページや各種冊子等様々な広報媒体を活用し、積極的に情報発信を行う。 イ. 社会に対する説明責任を果たすため、学校教育法に基づく教育情報や法人運営に関する情報の公表を適切に行う。

第3期中期目標 (H29.12.27設立団体の長指示)	第3期中期計画 (H30.3.27設立団体の長認可)	検証指標	令和5年度計画
<b>V その他業務運営に関する重要目標</b>			
V その他業務運営に関する重要目標を達成するための取組			
<b>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</b>	1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための取組		
<p>既存の施設や設備の適正な維持管理、計画的な整備改修により良好な教育研究環境を保持するとともに、施設設備の有効活用を推進する。</p> <p>なお、整備改修に当たっては、バリアフリー・ユニバーサルデザイン、環境保全等に十分配慮する。</p>	<p>(46) 新たな施設設備保全計画や中期的な機器更新計画等に基づき、施設設備の適正な維持管理と計画的な整備改修により、長寿命化に努め、良好な教育研究環境を保持する。また、維持改修等に当たっては、安全性の確保と可能な限りバリアフリー・ユニバーサルデザイン、環境保全等に配慮する。</p>	<p>施設設備保全計画を踏まえた年度計画上の施設設備の整備率 100% (※金額ベース(入札残を除く)) (中期計画期間)</p> <p>※H28年度実績：83.4% (地震により一部中止)</p>	<p>(46) 施設設備保全計画、機器更新計画に基づき、優先度の高い設備を抽出し、計画的に改修工事を進める。</p>
<b>2 安全管理に関する目標</b>	2 安全管理に関する目標を達成するための取組		
<p>(1) 学生の個人情報をはじめとする情報管理及びリスク管理を徹底する。</p>	<p>(47) 個人情報の保護や学内の情報資産の保全のため、組織の見直しを行うとともに、啓発事業や運用管理等の情報セキュリティ対策を強化する。</p>	<p>情報セキュリティ研修会の受講率 100% (毎年度)</p> <p>※H28年度実績：100%</p>	<p>(47)</p> <p>ア. 情報ネットワークの適切な取扱いの徹底を図るため、情報セキュリティポリシー等をもとに、教職員に対する情報セキュリティ研修を必須研修として実施する。</p> <p>イ. 情報セキュリティ意識の醸成を行うため、学生に対する情報セキュリティ啓発キャンペーンを実施する。</p> <p>ウ. 教職員の情報セキュリティ対策の正当性を確認するため、情報セキュリティチェックデーを実施する。</p>

第3期中期目標 (H29.12.27設立団体の長指示)	第3期中期計画 (H30.3.27設立団体の長認可)	検証指標	令和5年度計画
(2) 自然災害や火災、設備事故等のあらゆる災害に備えて防災対策を強化するとともに、大学における事業継続計画(BCP)を策定する。	(48) 熊本地震の経験を踏まえ、大学施設・設備の耐震・防災的観点からの維持管理を推進し、防災資材の備蓄充実や事業継続計画(BCP)の策定、避難訓練や安全管理の啓発等、防災対策を強化する。	事業継続計画(BCP)の策定(H31年度まで)	(48) ア. 備蓄防災資材・食糧について、必要数を充足するよう更新を行う。 イ. 国・県の方針を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症の対応方針」等の適切な見直しを行う。 ウ. 防災訓練を引続き実施するとともに、熊本市等との大規模災害時の連携体制充実を図る。
(3) 教職員の心身の健康保持増進に努め、快適な職場環境の形成を促進する。	(49) 教職員の心身の健康相談の実施や健康管理に関する意識啓発活動により、快適な職場環境づくりを進める。	ストレスチェックの提出率 80%以上(中期計画期間平均) ※H28年度実績: 77.6%	(49) ア. 衛生委員会を毎月開催し、必要に応じた施策等の見直しを行う。 イ. 健康管理等に係る研修会を実施する。
<b>3 人権に関する目標</b>	3 人権に関する目標を達成するための取組		
人権尊重に関する啓発を推進し、人権が不当に侵害され、良好な教育・研究・職場環境が損なわれることのないよう、全学的な取組を進める。	(50) 学生及び教職員に対して、様々なハラスメント等の人権侵害に関する啓発を行うとともに、相談体制の周知・充実に取り組む。	効果的な研修体制の検討・見直し、実施(H30年度まで)	(50) 最近のハラスメント動向等を踏まえて、人権研修会の実施や相談体制の周知に取り組む。

第3期中期計画  
(H30.3.27設立団体の長認可)

VI 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1 予算

平成30年度～平成35年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
授業料収入	6,449
入学金収入	836
検定料収入	240
受託研究等収入	270
寄附金収入	89
補助金等	196
運営費交付金	6,172
雑収入	242
目的積立金取崩	197
計	14,691
支出	
教育研究経費	10,934
一般管理費	3,487
受託研究費等	270
計	14,691

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額8,424百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注1)人件費の見積り額は、役員報酬並びに教職員給料、諸手当及び法定福利費に相当する費用を試算している。

注2)退職手当については、公立大学法人熊本県立大学が定める規程に基づいて支給することとし、各年度の定年退職者及び自己都合退職者について試算している。

注3)運営費交付金の算定方法

運営費交付金

=標準的支出-標準的収入+退職金+大規模修繕費+夢教育等特別交付金

注4)運営費交付金は、上記の算定方法に基づき一定の仮定の下に試算したものであり、各事業年度の運営費交付金については予算編成過程において決定される。

注5)受託研究等収入及び補助金等については、各事業年度の採択状況に応じ大きく変動するため過去の実績等を踏まえ試算している。

2 収支計画

平成30年度～平成35年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	14,318
経常費用	14,318
業務費	12,310
教育研究経費	3,249
受託研究費等	270

令和5年度(2023年度) 年度計画

VI 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1 令和5年度(2023年度)予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
授業料収入	980
入学金収入	125
検定料収入	41
受託研究等収入	91
寄附金収入	10
補助金等	43
運営費交付金	1,408
雑収入	39
目的積立金取崩	137
計	2,874
支出	
教育研究経費	1,990
一般管理費	793
受託研究費等	91
計	2,874

[人件費の見積り]

期間中総額1,559百万円を支出する。(退職手当は除く。)

2 令和5年度(2023年度)収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	2,726
経常費用	2,726
業務費	2,326
教育研究経費	639
受託研究費等	91

役員人件費	378
教員人件費	6,000
職員人件費	2,413
一般管理費	696
財務費用	90
雑損	0
減価償却費	1,222
臨時損失	0
収入の部	14,318
經常収益	14,318
授業料収益	6,442
入学金収益	836
検定料収益	240
受託研究等収益	270
寄附金収益	89
補助金等収益	196
運営費交付金収益	5,621
雑益	242
資産見返負債戻入	382
資産見返運営費交付金戻入	280
資産見返寄附金戻入	25
資産見返物品受贈額戻入	4
資産見返補助金等戻入	73
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

注1)受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。  
注2)受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

### 3 資金計画

平成30年度～平成35年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	15,084
業務活動による支出	12,992
投資活動による支出	756
財務活動による支出	929
次期中期目標期間への繰越金	407
資金収入	15,084
業務活動による収入	14,494
授業料収入	6,449
入学金収入	836
検定料収入	240
受託研究等収入	270
寄附金収入	89

役員人件費	71
教員人件費	983
職員人件費	542
一般管理費	165
財務費用	15
雑損	0
減価償却費	221
臨時損失	0
収入の部	2,668
經常収益	2,668
授業料収益	1,134
入学金収益	125
検定料収益	41
受託研究等収益	91
寄附金収益	10
補助金等収益	43
運営費交付金収益	1,121
雑益	39
資産見返負債戻入	64
資産見返運営費交付金戻入	51
資産見返寄附金戻入	3
資産見返物品受贈額戻入	1
資産見返補助金等戻入	9
臨時利益	0
純利益	▲ 59
目的積立金取崩額	59
総利益	0

### 3 令和5年度(2023年度)資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	3,386
業務活動による支出	2,445
投資活動による支出	197
財務活動による支出	172
翌年度への繰越金	572
資金収入	3,386
業務活動による収入	2,737
授業料収入	980
入学金収入	125
検定料収入	41
受託研究等収入	91
寄附金収入	10

補助金等収入	196
運営費交付金収入	6,172
雑収入	242
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	590

**VII 短期借入金の限度額**

1 短期借入金の限度額

3億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定される。

**VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画**

なし。

**IX 剰余金の使途**

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善に充てる。

**X その他**

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源
施設大規模改修、研究機器等更新	756	運営費交付金、自己収入

注1)金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

なお、各事業年度の運営費交付金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2 人事に関する計画

II「業務運営の改善・効率化に関する目標を達成するための取組」の3「人事に関する目標を達成するための取組」に記載のとおり。

3 積立金の使途

前中期目標期間繰越積立金については、教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善に充てる。

4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし。

補助金等収入	43
運営費交付金収入	1,408
雑収入	39
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前年度からの繰越金	649

**VII 短期借入金の限度額**

1 短期借入金の限度額

3億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定される。

**VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画**

なし。

**IX 剰余金の使途**

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善に充てる。

**X その他**

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源
施設及び教育研究機器等の整備	226	運営費交付金、積立金

2 人事に関する計画

II「業務運営の改善・効率化に関する目標を達成するための取組」の3「人事に関する目標を達成するための取組」に記載のとおり。

3 積立金の使途

前中期目標期間繰越積立金については、教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善に充てる。